

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	社会福祉課		
	係名	障害福祉係		
	記入者		電話(内線)	137

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称				障害者補装具事業				(3) 事業の 優先度		A	
(4) 総合計画での位置づけ							(6) 事業主体			市				
① 事業の区分	主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)					
② 施策コード	15103		(総合計画掲載ページ)		64			会計区分	一般会計					
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)							財源区分	国県補助					
基本施策	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉)							予算科目	款 3		項 1		目 3	
施策	①障害者(児)福祉の充実							予算書上の	障害者補装具費					
施策内容	3日常生活支援							事業名称	予算書		71		ページに掲載	
(5) 事業期間	開始	平成	18	年	10	月から		(8) 事務分類			自治事務			
	終了			年		月まで (	根拠法令		障害者総合支援法					

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
身体障害者(児)及び難病患者(国が定める306疾患に限る)	身体障害者(児)及び難病患者の障害状況に合わせた補装具を使用することにより、障害者(児)が自立した日常生活が営める。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
障害者(児)及び難病患者等の障害種別に応じた補装具の購入又は修理する際の補助を行う。 補助内容は国の基準で定められた補装具の種類及び部品に応じた基準価格のうち9割を公費負担、1割を利用者負担として補助を行う。(原則事前申請)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において規定されている業務。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
補装具の種類に応じて対象となる障害要件が決められており、給付を受ける場合茨城県に判定依頼をしなければならない補装具がいくつかある。 補装具の支給要件を満たさない障害者からの申請希望が上がることもある(例:視覚障害者が車いすの購入希望をする)。市は県の判定結果をもとに支給決定を行うため、支給対象外となるようなケースは申請却下となる旨伝えたくえどうしても申請する場合は判定依頼をすることとしている。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映			
実施計画									
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）			
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
(1) 事務事業費の コスト	事業費	障害者補装具給付費	9,607	10,000					
	合計	9,607	10,000						
	財源	国庫支出金（千円）	4,803	5,000					
		県支出金（千円）	2,402	2,500					
地方債（千円）									
その他特定財源（千円）									
一般財源（千円）		2,402	2,500						
合計（千円）		9,607	10,000						
補助・起債制度名		・障害者自立支援給付費 国庫負担金・茨城県障 害者自立支援給付費負	・障害者自立支援給付費 国庫負担金・茨城県障 害者自立支援給付費負						

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）				指標の名称	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）										
指標名	車いす支給件数	目標値	件		21	21	21	21		
		実績(見込)値		21	21					
	補聴器支給件数	目標値	件		35	35	35	35		
		実績(見込)値		31	35					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）										
指標名	身体障害者手帳所持者(肢体不自由)	目標値	人		830	835	840	845		
		実績(見込)値		824	830	835	840	845		
		達成率		97.5 %	98.2 %					
	身体障害者手帳所持者(聴覚障害)	目標値	人		165	165	165	165		
		実績(見込)値		160	165	165	165	165		
		達成率		97.0 %	100.0 %					
5. 事業評価										
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。										
手帳を取得した際に給付を受ける際の具体的な流れや、どのくらい時間がかかるかなどを説明し、補装具を必要とするものが給付を受けられないことがないように努めた。										
(2) 項目別評価										
評価項目・客観的評価					理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い		障害者が自立した生活を営むためには補装具の支給は必要である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である		行政にしかできない事業である。					
	手段の妥当性	A	妥当である		現在の方法が一般的である。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない		申請書と見積書がそろってから支給決定を行うため、どちらかの提出が遅れば支給決定は遅くなってしまう。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない		補装具に応じた判定を受けるため公平性は保たれている。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない		手帳を取得した時点で制度の説明は行っているが、介護保険優先もあるため障害者全員が補装具の交付を受けられるわけではない。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である		新規手帳取得者からの申請や、すでに補装具を交付している者からの修理及び再交付申請もあるため順調と思われる。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。										
今後も障害者の人数は増加する見込みであり、今後も必要性の高い事業といえる。しかし、障害者の一部は65歳以上の高齢者でもあり、介護保険優先ということもあるため、手帳を取得した時点で年齢に合わせた制度を案内する必要がある。また、申請から支給決定を行うまでに県の判定の有無にかかわらず作成する補装具の見積書が必要となるため、見積書の提出が遅れると支給決定が遅くなってしまい、利用者の不利益となってしまふ。										
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？										
手帳を交付する際の説明で介護保険ではここまでレンタルができ、補装具の給付はここまで給付が受けられるなどの説明を行い、介護保険を利用していない場合は利用を促すことが必要。 また補装具を作成する業者については市で登録されている事業所のリストを渡すなどして申請者に見積書の提出を促せば支給決定までの時間の短縮も可能と考える。 以上2点を手帳取得者に対し説明していくことが今後も必要と考える。										
6. 事業の方向性判断										
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠					
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。					
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			障害者総合福祉法で定められた事業であり、利用者に補装具費を支給する。					
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う					上記評価のとおり。					